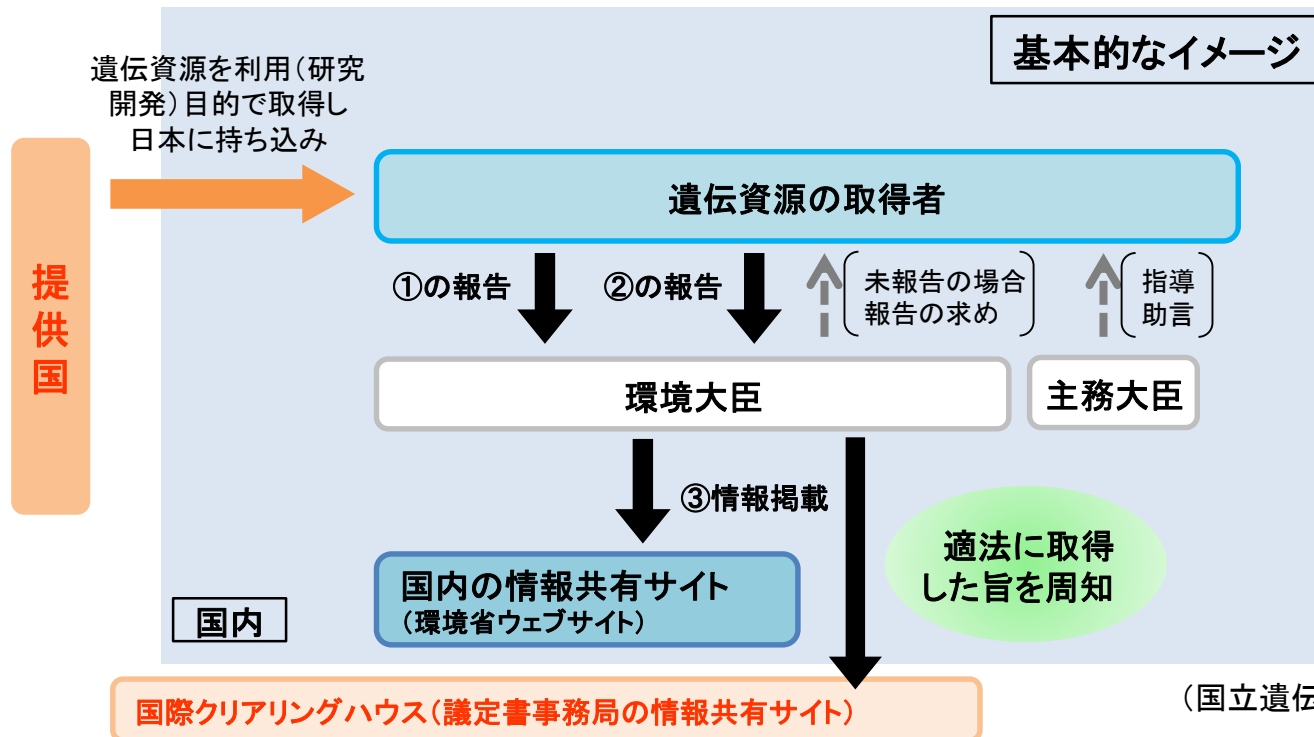


利用国としての措置のイメージ

利用国措置の流れ:

I. 遺伝資源の適法取得情報を確認し、国内外に周知

- ① 議定書の義務を果たす提供国から遺伝資源を適法に取得した者は、その旨を報告
- ② 取得の報告から概ね5年後、環境大臣が利用状況の報告を要請
- ③ ①, ②の情報を国内外の情報交換のためのウェブサイトに掲載し適法取得を周知
(秘匿情報を除く)



※報告①の義務は、国際遵守証明書(IRCC)が国際クリアリングハウス(ABSCH)に掲載された者のみ対象

※上記以外の者も指針に記載の条件を満たせば任意に報告が可能

利用国措置の流れ:

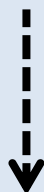
II. 提供国法令違反の申立てへの協力（国内関係者からの情報収集）

基本的なイメージ

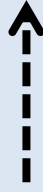
申立てのあった事案に関する
遺伝資源および遺伝資源の利用を伴う伝統的知識に
関連する取得者、輸入者、その他の取扱者



〔情報提供を
求める〕

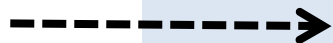


〔情報提供〕



〔指導
助言〕

提供国法令違反の
申立て



国内関係者から
収集した情報の提供



環境大臣

主務大臣

国内

環境大臣への申立ての範囲

- (1) 提供国の政府からの申立てであること
- (2) 提供国が名古屋議定書締約国であること
- (3) ABSクリアリングハウスに掲載された法令の範囲
- (4) 指針で定めた遺伝資源の範囲及び遺伝資源の利用の範囲

(国立遺伝学研究所ABS学術対策チーム 作成)
(環境省HP資料より改変)

※ABS指針に係る詳細は環境省の下記ページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/index.html>